

平成26年度 市民参加推進調査シート(市民参加を求めなかった事項)

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)の施行に伴い、条例上平成26年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、ウ、オ		資産税課
2	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)の施行に伴い、条例上平成26年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、ウ、オ		資産税課
3	②	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	第6期介護保険事業計画に基づき平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を設定し、及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施する日を定める。	ア、オ		高齢福祉課